

全日本還暦軟式野球連盟規約

(名称)

第1条 本連盟を「全日本還暦軟式野球連盟」と称し、略称を「全還連」又は「ZKR」、英文表記を「Japan Over 60 Rubber Baseball Association」とする。

(目的)

第2条 本連盟は野球を通じて相互の親睦を図り、高齢者野球の健全な発展向上を期すると共に体力の維持と気力の充実を目指し、スポーツ精神の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 野球大会の開催。開催地は原則として各都道府県の持ち回りとする。
- (2) その他 本連盟の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 本連盟の事務局を会長指定地に置く。

(組織)

第5条 本連盟は、全国都道府県に居住する満年齢60歳以上の選手で編成されるチームをもって組織し、本連盟に次のブロックを設ける。

- 1 北海道・東北
- 2 関東
- 3 北陸・信越
- 4 東海
- 5 近畿
- 6 中・四国
- 7 九州

(登録)

第6条 本連盟に登録する団体及び個人は、全国都道府県内に所在するもので、チームを構成する監督並びに選手は、次の要件を満たすものでなければならない。ただし、ユニフォームを着用しない構成員については、この限りでない。

- (1) 還暦の部は、会計年度終了後直近の3月31日に60歳に達するか超えた者
- (2) 古希の部は、会計年度終了後直近の3月31日に70歳に達するか超えた者

2 本連盟に登録できる者は、一個人一団体に限るものとする。

(R8.3.3修正)

(登録の更新)

第7条 本連盟に加盟している各都道府県連盟の所属チームにおいては、毎年度、前年12月所定の期日までに次の登録を行わなければならない。

- (1) 本連盟所定の選手登録申請書の提出（チーム代表者及び連絡責任者）
- (2) 本連盟所定の登録選手名簿の提出
- (3) 本連盟加盟登録料の納付

還暦チーム 20,000円

古希チーム 20,000円

- 2 選手の新規登録証明書（運転免許証ほか年齢が確認できるもの）は、都道府県連盟管理とする。

(R8.3.3第2項追加)

(不正登録等に関する措置)

第8条 連盟主催大会において、不正登録若しくは不正出場が発覚した場合、チーム・選手を処罰する。

- 2 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
- 3 試合中または試合終了後に発覚した場合は、その試合を没収し相手チームに勝利を与える。
- 4 大会終了後に発覚した場合は、その大会の成績は無効とする。
- 5 該当したチームは、全還連主催大会の次年度出場を停止する。また、該当したチームの監督並びに選手は次年度の登録を抹消する。
- 6 該当したチームが加盟する都道府県の連盟は嚴重注意処分とする。

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。役員は理事会において選任し、任期は2年とする。(再任を妨げない)。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 事務局長 1名 総務理事若干名 常任理事 若干名 理事 各都道府県から原則として1名 監事 2名

- 2 会長は会務を統括し、副会長は会長を補佐して会長事故あるときはこれを代行する。理事長は理事会を運営して会務を遂行し、事務局長及び総務理事はそれぞれの連盟の会務全般を司る。
- 3 常任理事は会長の推挙により選任され、各ブロックを総括して会務の遂行に当たる。
- 4 理事は理事会の議案の審議をなし、各都道府県の啓蒙に努める。監事は会計の監査に当たる。
- 5 本連盟の全役員は守秘義務として、本連盟及び会員個人の知り得た情報の第三者への漏洩を禁ずる。

(R8.3.3修正)

(顧問)

第10条 本連盟に顧問を置くことが出来る。顧問は会長がこれを委嘱し、顧問は会長の諮問に応えるものとする。

(会議)

第11条 本連盟は毎年一回定例理事会を開催し、役員の変更、規約の改正などの審議をする。理事会は理事者3分の2以上の出席を必要とし、議事は過半数をもって決する。理事者が欠席の場合は理事長一任の委任状を提出し、代理者の出席は認めない。また、必要に応じて臨時の会議を招集することが出来る。

2 本連盟は、必要に応じて常任理事会を開催し、次の議案等について審議する。

- (1) 事業推進、運営上の企画立案
- (2) 理事会への提案事項審議
- (3) 理事会での決定事項並びに付託された事項の実施及び協議

(R8.3.3修正)

(経理)

第12条 本連盟の経理は次によるものとする。

- (1) 加盟登録料
- (2) 寄付金その他

(会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項については、その都度幹事会を開催して決定するものとし、会長がこれを招集する。

附記 本規約は平成3年2月10日より施行する。

一部改正

平成7年3月12日、平成9年2月25日、平成12年3月6日、平成24年3月7日、
平成27年3月3日、令和6年3月5日、令和7年3月4日、令和8年3月3日